

- 中山間地域等直接支払制度の最終評価は、本制度の実施要領に基づき対策期間の最終年に当たる平成21年度に、市町村・都道府県・国の各段階において平成21年8月末までに実施することとなっている。
- 国は、その結果を全国レベルでとりまとめ、中立的な第三者機関である本検討会において効果等を検討・評価するとともに、中山間地域農業をめぐる情勢の変化、協定による目標達成に向けての取組を反映した農用地の維持・管理の全体的な実施状況等を踏まえて、制度全体の見直しを行うことを目的とする。

○ 根拠

中山間地域等直接支払交付金実施要領(抜粋)

第13 交付金交付の評価

- 1 交付金の評価は、中間年評価及び最終評価とする。
- 2 市町村長は集落等の取組状況を評価し、その結果を都道府県知事に報告することとする。
- 3 都道府県知事は市町村長からの報告内容を、中立的な第三者機関において検討し、評価するとともに、その結果を地方農政局長（北海道にあっては直接、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）を経由して農村振興局長に報告することとする。
- 4 農村振興局長は都道府県知事の報告を受け、中立的な第三者機関において交付金に係る効果等を検討し、評価するとともに、中山間地域農業をめぐる諸情勢の変化、協定による目標達成に向けての取組を反映した農用地の維持・管理の全体的な実施状況等を踏まえ、5年後に制度全体の見直しを行う。ただし、必要があれば、3年後に所要の見直しを行う。

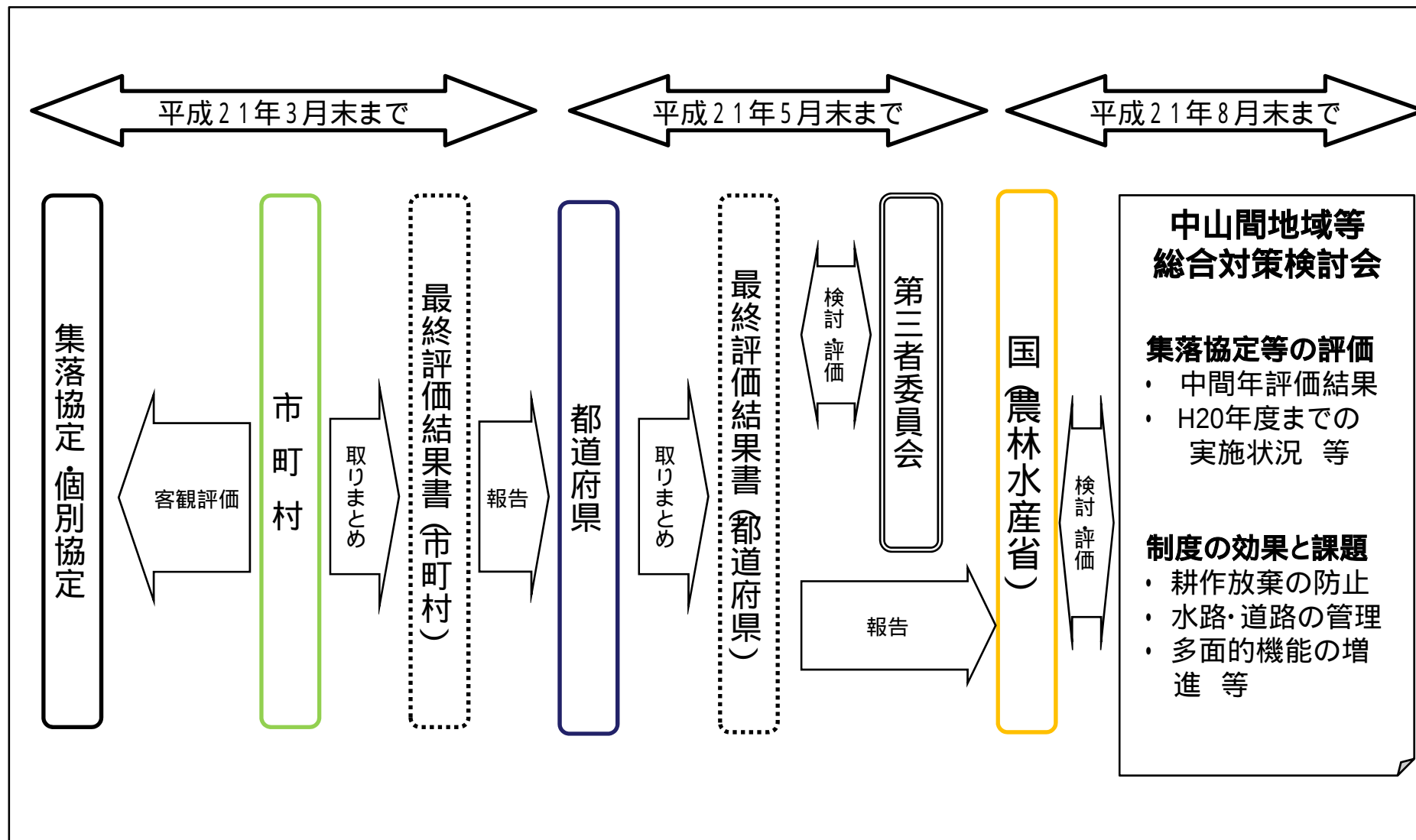
中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用(抜粋)

第18 交付金交付の評価

- 1 実施要領第13の1の「交付金の評価」は、以下のとおり実施する。
 - (1) 中間年評価は、市町村が行う平成19年度の実施状況の確認に併せて行い、平成20年6月末までに実施する。
 - (2) 最終評価は、平成21年8月末までに実施する。
- 2 評価は、集落協定で規定した農業生産活動等として取り組むべき事項、集落マスタープランに定めた取り組むべき事項等の達成状況及び自律的かつ継続的な農業生産活動等の進捗状況等について行う。
- 3 市町村は、中間年評価において、集落協定又は個別協定で規定した取組が不十分（自然災害等による不可抗力の場合を除く。）な集落に対しては取組の改善に向けた適切な指導・助言を行うものとし、改善が見込めない協定にあっては、第9の1の(3)、(4)、(6)及び(7)の措置を講ずるものとする。
「第9の1の(3)、(4)、(6)及び(7)の措置」とは、交付金の支給停止または遡及返還の措置。

(参考)

最終評価の流れ



(参考)

最終評価書のイメージ

〇〇市町村最終評価結果書

1 実施状況の概要

- (1) 協定数 〇〇 〇〇 【うち集落協定 〇〇、個別協定 〇〇】
(2) 交付面積 〇〇 h a 【対象農用地面積 〇〇 h a、交付面積率 〇〇 %】
【地目別面積内訳 田：〇〇 h a、畑：〇〇 h a
草地：〇〇 h a、採草放牧地：〇〇 h a】
(3) 交付金額 〇〇 千円 【うち共同取組活動分：〇〇 千円、個人配分分：〇〇 千円】

2 交付金交付の効果等

項目		効果等
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項		要指導・助言協定数 ●● 協定 上記のうち ・ 21年度までの目標達成が見込まれる協定数 ●● 協定 ・ 引き続き、指導・助言が必要な協定数 ●● 協定
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	・ 耕作放棄地の防止等の活動	交付金交付面積 ●● h a 農振農用地区域への編入面積 ●● h a 既耕作放棄地の復旧面積 ●● h a
	・ 水路・農道等の管理活動	水路の管理延長 ●● k m 道路の管理延長 ●● k m
	・ 多面的機能増進する活動	周辺林地の下草刈り ●● h a 都市農村交流 ●● h a

		(市民農園の開設、棚田オーナー制等)
(3) 法的継続的農業活動の継承を促すための取り組み	・農用地等保全マップ	
	・ A 要件	機械・農作業の共同化 ● ● h a 高付加価値型農業の実践 ● ● h a 認定農業者の育成 ● ● 人 新規就農の確保 ● ● 人 担い手への農地集積 ● ● h a (農作業の受委託を含む) ・ 非農家・他集落等との連携 ・ 非農家 ● ● 戸 ・ 集落数 ● ● 集落
	・ B 要件	集落営農組織の育成 ● ● h a 担い手集積化 ● ● h a
(4) その他協定による活動	・ 集落機能の活性化	
	・ その他	加算措置 ・ 規模拡大 ● ● h a ・ 土地利用調整 ● ● h a ・ 耕作放棄地復旧 ● ● h a ・ 法人設立 (特定農業法人) ● ● 法人 (農業生産法人) ● ● 法人

3 実施状況及び交付金交付の効果等を踏まえた課題

事項	課題
(1) 実施状況	
(2) 交付金交付の効果等	

4 事項毎の評価結果

事項	評価
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項	
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	
(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	
(4) その他協定締結による活動	・ 集落機能の活性化
	・ その他

5 総合評価結果

総合評価	評価区分
(備考)	

6 その他（特徴的な取組事例）

市町村協定名	〇〇県〇〇町 ^{ふりがな} 〇〇協定			
協 定 面 積 〇 ha	田	畑	草地	採草放牧地
	水稻	〇 〇		
交 付 金 額 〇 万円	個人配分			〇 %
	共同取組活動 (〇 %)	〇 〇 手当	〇 %	
		〇 〇 防止、〇 〇 等管理費	〇 %	
		〇 〇 維持費	〇 %	
		〇 〇	〇 %	
協定参加者	農業者〇人、〇〇法人、〇〇生産組織			
取 組 内 容	【			
主 な 効 果	〇 (目標 〇 ha、H20実績 〇 ha) 〇 (目標 〇 人、H20実績 〇 人) 〇 (目標 〇 円、H20実績 〇 円)			

〇〇県最終評価結果書

1 実施状況の概要

- (1) 交付市町村数 〇〇
 (2) 協定数 〇〇
 (3) 交付面積 〇〇 h a
- 【うち集落協定 〇〇、個別協定 〇〇】
 【対象農用地面積 〇〇 h a、交付面積率 〇〇%】
 【地目別面積内訳 田：〇〇 h a、畑：〇〇 h a
 草地：〇〇 h a、採草放牧地：〇〇 h a】
- (4) 交付金額 〇〇千円 【うち共同取組活動分：〇〇千円、個人配分分：〇〇千円】

2 交付金交付の効果等

項目		効果等
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項		要指導・助言協定数 ●●協定 上記のうち ・21年度までの目標達成が見込まれる協定数 ●●協定 ・引き続き、指導・助言が必要な協定数 ●●協定
(2) 農業生産等活動として取り組むべき事項	・耕作放棄等の防止等の活動	交付金交付面積 ●● h a 農振農用地区域への編入面積 ●● h a 既耕作放棄地の復旧面積 ●● h a
	・水路・農道等の管理活動	水路の管理延長 ●● k m 道路の管理延長 ●● k m
	・多面的機能増進する活動	周辺林地の下草刈り ●● h a 都市農村交流 ●● h a (市民農園の開設、棚田オーナー制等)
(3) 自律的かつ継続的 生産活動の体制を整えて取り組むべき事項	・農用地等保全マップ	
	・A要件	機械・農作業の共同化 ●● h a 高付加価値型農業の実践 ●● h a 認定農業者の育成 ●●人 新規就農の確保 ●●人 担い手への農地集積 ●● h a (農作業の受委託を含む) ・非農家・他集落等との連携 ・非農家 ●●戸 ・集落数 ●●集落
	・B要件	集落営農組織の育成 ●● h a 担い手集積化 ●● h a

(4) その他協定締結 動	・ 集落機能の活性化	
	・ その他	加算措置 ・ 規模拡大 ・ 土地利用調整 ・ 耕作放棄復旧 ・ 法人設立（特定農業法人） （農業生産法人） ● ● h a ● ● h a ● ● h a ● ● 法人 ● ● 法人

3 実施状況及び交付金交付の効果等を踏まえた課題

事項	課題
(1) 実施状況	
(2) 交付金交付の効果等	

4 事項毎の評価結果

事項	評価
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項	
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	
(3) 自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	
(4) その他協定締結に	・ 集落機能の活性化
	・ その他

5 総合評価結果

総合評価	評価区分
(備考)	

6 その他（特徴的な取組事例）

市町村から報告のあった特徴的な取組事例の中から、都道府県の中山間地域農業の特性を考慮して2～3事例を簡潔に取りまとめる。（様式自由）